

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額改定について

令和8年4月分以降の支給額が、右の表のとおり改定されます。

問①・②=家庭支援課 (☎983-1112)、
③~⑤=障がい福祉課 (☎983-2129)

| ■手当額(月額) | | 改定後 | 改定前 |
|--------------|---------------|-----------------|-----------------|
| ①児童扶養手当(※) | 全部支給・支給対象児童1人 | 48,050円 | 46,690円 |
| | 一部支給・支給対象児童1人 | 48,040円~11,340円 | 46,680円~11,010円 |
| ②特別児童扶養手当 | (1級) | 58,450円 | 56,800円 |
| | (2級) | 38,930円 | 37,830円 |
| ③特別障害者手当 | | 30,450円 | 29,590円 |
| ④障害児福祉手当 | | 16,560円 | 16,100円 |
| ⑤福祉手当(経過措置分) | | 16,560円 | 16,100円 |

※2人目以降は、1人増えるごとに全部支給で11,350円が、一部支給で所得に応じて11,340円~5,680円が加算されます。

児童手当多子加算算定の手続きについて

現在、児童手当の多子加算を受けており、令和8年4月以降も次に該当する児童等を養育する人は、手続きが必要です。対象者には3月に案内を送付していますので、4月16日(木)(郵送の場合は必着)までに手続きをしてください。
※申請期限を過ぎると、受け取る手当額が減額される場合があります。

手続きが必要な人

- ▶平成16年4月2日生まれまでの子が3人以上おり、かつ新大学1年生年代(平成19年4月2日~平成20年4月1日生まれ)の子がいる人
- ▶平成16年4月2日生まれまでの子が3人以上おり、かつ令和8年3月に短大等を卒業する平成16年4月2日~平成19年4月1日生まれの子がいる人

ひとり親家庭奨学金

ひとり親家庭に奨学金を支給する府の制度です。なお、申請者本人への所得制限はありません。

| 区分 | 支給額(年額) |
|-----------|---------------|
| 奨学金 | 乳幼児 11,000円 |
| | 小学生 21,500円 |
| | 中学生 43,000円 |
| 高等学校入学支度金 | 45,000円(1回限り) |

■対象 ひとり親家庭の母または父(配偶者と死別、離婚している人、未婚で生まれた子どもを養育しており現在も婚姻していない人、配偶者に1年以上遺棄されている人、配偶者の生死が不明の人、配偶者が精神や身体の障がいにより長時間働くことができない人、配偶者の長期拘禁によりその扶養が受けられない人)で、新高校1

年生以下の子どもを養育している人

※新高校1年生の子どもは高等学校入学支度金のみ対象。
※申請用紙は4月1日(水)から家庭支援課で配布します。
※申請には、ひとり親家庭福祉推進員または民生・児童委員の確認が必要です。昨年の受給者も改めて申請してください。

※**新高校1年生は在学証明書が必須です(生徒手帳不可)。**

※府が実施している他の奨学金を受けている人は、併給調整があります。

問5月29日(金)までに、家庭支援課へ申請用紙を提出(6月以降の申請の場合は、高等学校入学支度金は支給されず、本奨学金も申請月の翌月分からの支給となります)

問家庭支援課 (☎983-1112)

交通遺児奨学金

府が支給する奨学金です。なお、本奨学金を申請するにあたり、所得制限はありません。

| 区分 | 支給額(年額) |
|-----------|-------------|
| 奨学金 | 乳幼児 11,000円 |
| | 小学生 21,500円 |
| | 中学生 43,000円 |
| | 高校生 64,000円 |
| 高等学校入学支度金 | 35,000円 |

■対象 府内に居住し、陸・海・空の交通事故により親等を亡くした乳幼児、小・中学生、高校生等

問5月29日(金)までに、家庭支援課へ申請(6月以降に申請した場合は、申請月の翌月分から支給)

※民生・児童委員および学校(園)長の証明が必要です。

※支給要件や申請方法等の詳細は、お問い合わせください。

ひとり親家庭の母または父の資格取得を支援します

ひとり親家庭の母または父で、就職を目指して技能を身につけた人に給付金を支給します。

①自立支援教育訓練給付金

資格取得のため、指定された教育訓練の講座を受講する場合、経費の一部を支給(支給要件あり)

②高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

就職に有利な資格(看護師、介護福祉士等)を取得するため養成機関で修業し、資格取得が見込まれる場合に、給付金を支給(支給要件あり)

③高等職業訓練促進資金貸付事業

「②高等職業訓練促進給付金」を受給し、就職に有利な資格の取得を目指す人に対し、入学準備金および就職準備金を貸し付け

④高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親およびその子ども(20歳未満)で、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座含む)を受講した場合や、受講後に認定試験に合格した場合に経費の一部を支給(支給要件あり)

※いずれも受講申込前に事前相談、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

ヤクルトレディが消防広報に協力

京滋ヤクルト販売株式会社八幡センターに委嘱

八幡市消防本部は2月18日(水)、火災予防や救急、防災等の消防広報の強化のため、京滋ヤクルト販売株式会社八幡センターに「消防広報協力員」を委嘱しました。



委嘱状が交付されたヤクルトレディの皆さん(前列)と京滋ヤクルト販売株式会社八幡センター職員(後列中央)と消防本部職員

問センターに所属するヤクルトレディが訪問販売の際に、市民に対して消防広報のチラシや啓発品の配布のほか、商品を入れたバッグにチラシを掲示する等の広報活動に協力いただくことにしています。

引き続き、地域に密着するヤクル

トレディの皆さんと連携し、さまざまな広報活動を実施していきます。

※委嘱の様子等の詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

問消防本部予防課 (☎981-0304)

京都府板硝子商工業協同組合と協定を締結

災害時に破損した避難所の窓ガラス等を迅速に復旧

2月19日(木)、京都府板硝子商工業協同組合と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しました。

本協定は、災害時に避難所等の窓やドアが破損した際に、市から要請を受けた組合の加盟業者が速やかに復旧し、施設本来の機能を回復することで避難所等の生活環境の向上を図るものです。



(左から)協定を締結した京都府板硝子商工業協同組合・高島延嘉理事長と川田市長

本組合は、京都府内のサッシ・ガラス施工事業者71社で構成されている団体。令和8年2月末現在で、京都府内の10自治体と同様の協定を締結しています。

問危機管理課 (☎983-3200)